

## 公益社団法人日本顕微鏡 表彰・奨励規程

理事会決議 平成 24 年 7 月 7 日

修正承認 平成 25 年 1 月 26 日

### (目的)

第 1 条 公益社団法人日本顕微鏡学会(以下「この法人」とする)細則(以下「細則」という)第 6 条に規定の表彰及び奨励事業を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (表彰及び奨励の種類)

第 2 条 この法人は、日本顕微鏡学会学会賞(瀬藤賞)(以下「学会賞」とする)、日本顕微鏡学会論文賞(以下「論文賞」とする)、日本顕微鏡学会和文誌賞(以下「和文誌賞」とする)、日本顕微鏡学会奨励賞(以下「奨励賞」とする)、日本顕微鏡学会技術功労賞(以下「技術功労賞」とする)を設ける。各賞の内容について、それぞれ以下に、規定する。

### (学会賞)

第 3 条 顕微鏡の基礎および応用研究ならびに技術の進歩発展に関する功績を顕揚するために学会賞を設定する。本賞は、顕微鏡学において相当期間にわたって高い水準の業績を挙げることにより、本学会に貢献した功績の顕著な個人に与えられる賞である。

第 4 条 本賞の対象者はこの法人の正会員とし、業績の一部に共同研究者があっても、原則として単独受賞とする。

第 5 条 賞は賞状、及び賞牌とする。

第 6 条 受賞者の選考は別に定める表彰・奨励選考規則により決められる本賞の選考委員で行う。受賞数は毎年4件以内とする。

第 7 条 会長は選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。本賞の授賞式は、通常総会において行なう。

第 8 条 受賞者は、この法人の講演会で受賞講演発表を行なうものとする。

第 9 条 本賞に関する経費は、公益目的事業会計から支出する。

### (論文賞・和文誌賞)

第 10 条 この法人は、奨学のため、論文賞と和文誌賞を設定する。

第 11 条 本賞は賞状、及び賞牌とし、受賞者はこの法人の正会員に限定しない。

第 12 条 論文賞は学術欧文誌、The Journal of Electron Microscopy (以下 JEM と略す)に掲載された論文の中より前2ヶ年の実績を審査し、学術上または技術上特に優秀な論文若干編に対し、年1回表彰する。

第 13 条 和文誌賞は学術邦文誌、「顕微鏡」に掲載された論文の中より前2ヶ年の実績を審査し、学術上または技術上特に優秀な論文や解説1編に対し、年1回表彰する。

第 14 条 授賞論文の選考は別に定める表彰・奨励選考規則により、選考委員会で行う。

第 15 条 会長は選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、授賞論文を決定する。

第 16 条 本賞を授賞すべき適当な論文がない場合には、その年度は表彰しない。

第 17 条 本賞の授賞式は通常総会で行う。

第 18 条 本賞に関する経費は、公益目的事業会計から支出する。

(奨励賞)

第19条 本会は顕微鏡学および顕微鏡法研究に関わる若手研究者奨励のため、奨励賞を設定する。

第20条 本賞は賞状、及び賞牌とする。

第21条 本賞は顕微鏡ならびにそれを用いた研究の進歩に寄与する顕著な研究を発表し、将来の発展を期待しうる本正会員若干名に年1回授賞する。受賞者は推薦の募集締め切り日において、満40歳未満のものとする。

第22条 本賞の選考は別に定める表彰・奨励選考規則により、選考委員会で行う。

第23条 会長は選考委員会の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。

第24条 本賞の授賞式は通常総会で行う。

第25条 本賞に関する経費は、公益目的事業会計から支出する。

(技術功労賞)

第 26 条 この法人は顕微鏡の応用技術振興のため、技術功労賞を設定する。

第 27 条 本賞は賞状及び、賞牌とする。

第 28 条 本賞は顕微鏡応用技術開発に功労のあったこの法人の正会員若干名に年 1 回受賞する。

第 29 条 本賞の選考は別に定める表彰・奨励選考規則により選考委員会で行う。

第 30 条 会長は選考委員会の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。

第 31 条 本賞の受賞は通常総会で行う。

第 32 条 本賞に関する経費は、公益目的事業会計から支出する。

以上